

農 整 第 7 5 0 号
平成 31 年 3 月 27 日

一般社団法人 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部（農業農村整備事業及び森林整備保全事業）の発注工事
における諸経費率の一部改正について（通知）

日頃は、本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このことについて、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」の一部改
正（平成 31 年 3 月 5 日付け北陸農政局長 30 陸振第 1546 号）に伴い、平成 31 年
4 月 1 日以降の決裁にかかる工事より下記のとおり、現場管理費率一部改正します。

記

1 改正概要

(1) 農業農村整備事業の「下記 4 工種の現場管理費率」の一部改正

- ア ほ場整備工事
- イ 農道工事
- ウ 水路工事
- エ その他土木工事（1）

2 改正内容

別紙のとおり

3 適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁にかかる工事より適用する。

（事務担当 農村整備課技術管理係 076-444-3299）

現場管理費率の一部改正について

1 農業農村整備事業の「現場管理費率」の一部改正

(1) 新旧対照表

工種	区分	現場管理費率	
		改正	現行
ほ場整備工事	300万円以下	41.80%	41.83%
	300万円を超え10億円以下	a=232.3 b=-0.1150	a=231.4 b=-0.1147
	10億円を超えるもの	21.43%	21.48%
農道工事	300万円以下	34.06%	34.04%
	300万円を超え10億円以下	a=89.4 b=-0.0647	a=89.2 b=-0.0646
	10億円を超えるもの	23.39%	23.39%
水路工事	300万円以下	44.33%	44.29%
	300万円を超え10億円以下	a=558.7 b=-0.1699	a=558.2 b=-0.1699
	10億円を超えるもの	16.52%	16.51%
その他土木工事(1)	300万円以下	39.10%	39.07%
	300万円を超え10億円以下	a=208.4 b=-0.1122	a=207.0 b=-0.1118
	10億円を超えるもの	20.38%	20.41%

(2) 参考 (300万円を超え10億円以下の区分の算定)

$$Y = a \times X^b$$

Y：現場管理費率（単位：％） X：対象金額（単位：円）

a、b：変数値

（注）Yの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位止めとする。